○厚生労働省告示第二百十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率を次のように定め、平成二十六年四月一日以後に同法附則第十九条第九項の規定により解散をした同条第一項の清算型基金について適用する。

平成二十六年四月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率は、次の表の上欄に掲げる同法附則第十九条第一項の清算型基金が同条第九項の規定により解散をした年度に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十六年度	年〇・六三パーセント

○厚生労働省告示第二百十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法附則第三十二条において準用する同法附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算未了特定基金型加算金利率を次のように定め、平成二十六年四月一日以後に同法附則第三十条第一項の承認を受けた同項に規定する清算未了特定基金について適用する。

平成二十六年四月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算未了特定基金型加算金利率

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算未了特定基金型加算金利率は、次の表の上欄に掲げる同法附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金が同項の規定による承認を受けた年度に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十六年度	年〇・六三パーセント

○国土交通省告示第五百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　平成二十一年国土交通省告示第九百三十六号に掲げる土地の区域

二　平成二十一年国土交通省告示第九百三十七号に掲げる土地の区域

三　平成二十二年国土交通省告示第千四百七十二号に掲げる土地の区域

四　平成二十二年国土交通省告示第千四百七十三号に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第五百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　明治三十四年内務省告示第三十六号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

二　明治三十五年内務省告示第二十四号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

三　明治三十六年内務省告示第三十五号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

四　明治四十一年内務省告示第四十一号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

五　明治四十二年内務省告示第六十号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

六　明治四十三年内務省告示第五十八号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

七　明治四十三年内務省告示第七十七号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

八　明治四十四年内務省告示第三十九号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

九　大正二年内務省告示第二十三号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十　大正二年内務省告示第三十八号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十一　大正三年内務省告示第三十九号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十二　大正六年内務省告示第三十六号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十三　大正六年内務省告示第四十六号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十四　大正七年内務省告示第三十二号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十五　大正十五年内務省告示第六十五号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十六　昭和二年内務省告示第三百十二号に掲げる土地の区域

十七　昭和二年内務省告示第三百八十七号に掲げる土地の区域

十八　昭和七年内務省告示第百四号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

十九　昭和八年内務省告示第六十二号に掲げる土地の区域

二十　昭和九年内務省告示第百三号に掲げる土地の区域

二十一　昭和十四年内務省告示第三百三十六号に掲げる土地の区域

二十二　昭和十四年内務省告示第四百七号に掲げる土地の区域

二十三　昭和十八年内務省告示第二百三十二号で告示した大戸川支川天神川、及び同本願寺谷同吉祥寺川に掲げる土地の区域

二十四　昭和十八年内務省告示第四百五十五号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

二十五　昭和二十一年内務省告示第九十四号に掲げる土地の区域

二十六　昭和二十二年内務省告示第三百八十七号で告示した滋賀県に掲げる土地の区域

二十七　昭和二十六年建設省告示第九百三十一号に掲げる土地の区域

二十八　昭和二十七年建設省告示第千二百三号に掲げる土地の区域

二十九　昭和二十八年建設省告示第七百四十五号に掲げる土地の区域

三十　昭和二十八年建設省告示第千四百八十号に掲げる土地の区域

三十一　昭和二十九年建設省告示第千二百五十九号に掲げる土地の区域

三十二　昭和三十四年建設省告示第二千百五十九号に掲げる土地の区域

三十三　昭和三十五年建設省告示第二千七号に掲げる土地の区域

三十四　昭和三十八年建設省告示第四百十二号に掲げる土地の区域

三十五　昭和四十四年建設省告示第三百七十号に掲げる土地の区域

三十六　昭和五十年建設省告示第千百二十七号で告示した同号三から五に掲げる土地の区域

三十七　昭和五十二年建設省告示第千四十三号で告示した同号八に掲げる土地の区域

三十八　昭和五十五年建設省告示第千百号で告示した同号一に掲げる土地の区域

三十九　昭和六十一年建設省告示第千二百六十八号で告示した同号一に掲げる土地の区域

四十　昭和六十二年建設省告示第千二百二十九号で告示した同号一に掲げる土地の区域

四十一　平成元年建設省告示第二千十二号で告示した土地の区域

四十二　平成元年建設省告示第二千十四号で告示した同号三に掲げる土地の区域